

定 款

Solvvy 株式会社

平成 21 年 3 月 12 日設立
平成 21 年 7 月 17 日改正
平成 21 年 7 月 21 日改正
平成 21 年 11 月 24 日改正
平成 24 年 12 月 11 日改正
平成 27 年 9 月 29 日改正
平成 29 年 1 月 1 日改正
平成 29 年 9 月 28 日改正
平成 30 年 1 月 31 日改正
平成 31 年 1 月 1 日改正
令和 2 年 9 月 25 日改正
令和 4 年 9 月 27 日改正
令和 6 年 11 月 1 日改正

定 款

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、Solvvy 株式会社と称し、英文ではSolvvy Inc. と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種製品の品質・性能保証に関する業務
- (2) 機械等の修理業務
- (3) 業務請負及び業務受託に関する事業
- (4) コールセンター業務
- (5) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (6) 不動産管理業、不動産投資業、不動産の売買及び賃貸並びにその仲介業、これらの業務に関するコンサルティング業務
- (7) 有価証券の売買、保有及び運用
- (8) 金融・投資、貴金属に関する情報提供、コンサルティング業務
- (9) 物品販売並びに当該業務に係るコンサルティング業務
- (10) I T (情報技術) 事業の開発、構築及びコンサルティング業務
- (11) 総合リース業
- (12) 建築一式工事の請負及び施工
- (13) 建物のリフォーム工事、内装工事、塗装工事その他各種建築工事の請負及び施工
- (14) 建物の設計業務、建築工事の監理業務
- (15) 建築資材の販売
- (16) 建物の構造、設備、性能に関する検査業務
- (17) 前払式支払手段発行に関する業務
- (18) ポイントサービスの運営業務
- (19) フランチャイズシステムによる住宅関連商品の販売並びに賃貸に関するコンサルティング業務、加盟店に対する経営指導及び情報提供に関する業務、並びに加盟店の募集業務
- (20) 情報処理サービス及び情報提供サービスに関する業務並びにそれらの業務に関するコンサルティング業務
- (21) インターネットその他の通信ネットワークを利用した広告業及び通信販売業並びに各種情報の配信に関する業務
- (22) 貴金属地金等の輸出及び輸入手続き並びにその事務代行受託業務
- (23) 電子的価値として表章した貴金属地金の現物取引、売買代行及び貴金属地金との交換
- (24) ソフトウェア、ブレインテック、ニューメディア、教育、産業、企業、市場、各種イベント等に関する研究、調査、企画、開発、販売及び運営並びにそれらの情報提供、コンサルティング業務
- (25) 医薬品、医薬部外品の研究開発、製造、製造販売、販売及び輸出入業務
- (26) 医療機器その他医療全般にかかる機械・器具・製品（プログラムを含む。）の研究開発、製造、製造販売、販売及び輸出入業務
- (27) 医学、薬学の研究受託業務
- (28) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用業務
- (29) ベンチャー企業に対する投融資及びビジネスインキュベーション業務

- (30) 株式公開支援コンサルティングを中核としたビジネスコンサルティング業務
- (31) 投資事業組合財産の運用及び管理業務
- (32) 労働者派遣業務
- (33) 古物売買業務
- (34) 旅行代理店業務
- (35) 電気通信事業に関する業務
- (36) 認証・認識・識別もしくは管理を目的とするコード（符号）の発行・付与業務
- (37) 認証・認識・識別もしくは管理を目的とするコード（符号）を記録した媒体（シール・ステッカー等）の製作、販売・頒布業務
- (38) 上記各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、22,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(招集及び招集権者)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役の選任は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を有することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

- 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議で選定する。
- 2 代表取締役が 1 名の場合は当該代表取締役を社長とし、代表取締役が 2 名以上の場合は、取締役会でそのうち 1 名を社長に選任する。
- 3 代表取締役は、当会社の業務を統括し、執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。
- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。
- 2 取締役会の議事録は、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第31条 監査役の員数は、4名以内とする。

（監査役の選任）

第32条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

（監査役会の議事録）

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった

者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第45条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して支払う。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 剰余金の配当が、支払いの開始をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。